

国の行政機関における平成 29 年6月1日現在の障害者の任免状況の 再点検結果について

平成 30 年 8 月 28 日
厚生労働省

1. 概要

- 国の機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。
- この通報に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況については、民間企業における障害者の雇用の状況と併せ、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」として、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところですが、この度、国の行政機関における数値に誤りがあることが判明し、今回、再点検を行い、各機関から改めて数値が通報されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、障害者数は 6,867.5 人から 3,460.0 人減少して 3,407.5 人と、実雇用率は 2.49%から 1.19%と、不足数は 2.0 人から 3,396.0 人となりました。

2. 経緯

- 平成 30 年 5 月 11 日に財務省から厚生労働省（担当：職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課）に対し、法に基づく通報の対象となる障害者の範囲について照会がありました。
- これを踏まえ、平成 30 年 5 月 16 日に、厚生労働省から国の行政機関に対し、平成 29 年 6 月 1 日現在の状況の通報において計上した障害者の範囲について、問い合わせを行いました。
- その結果、複数の国の行政機関において、障害者雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られたことから、平成 30 年 6 月 20 日に、厚生労働省障害者雇用対策課長から各機関の人事担当課長に対し、平成 29 年 6 月 1 日現在の状況の通報内容について、通報の対象となる障害者の範囲について再点検を行い、通報内容に修正が必要な場合は再提出を行うことを依頼しました。
- この再点検の結果、改めて提出された通報について取りまとめて公表するものです。

3. 障害者任免状況について

○ 国の行政機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況 (法定雇用率 2.3%) (再点検後)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	285,755.0	3,407.5	1.19	3,396.0	
内閣官房	1,145.0	3.5	0.31	22.5	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,546.0	29.0	1.14	29.0	
宮内庁	925.5	10.0	1.08	11.0	
公正取引委員会	829.5	17.0	2.05	2.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	434.0	0.5	0.12	8.5	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	5,247.0	40.0	0.76	80.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,897.0	262.5	0.80	493.5	
公安調査庁	1,569.0	6.0	0.38	30.0	
外務省	6,334.0	25.0	0.39	120.0	
財務省	12,118.0	94.5	0.78	183.5	
国税庁	58,076.5	389.0	0.67	946.0	
文部科学省	2,816.0	16.0	0.57	48.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,079.0	1,438.5	2.76	0.0	
農林水産省	16,081.5	195.5	1.22	173.5	
林野庁	4,821.5	80.0	1.66	30.0	
水産庁	632.0	6.0	0.95	8.0	
経済産業省	6,421.0	52.0	0.81	95.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	3,207.0	16.0	0.50	57.0	
国土交通省	41,172.0	286.5	0.70	659.5	
観光庁	121.5	0.0	0.00	2.0	
気象庁	4,820.0	65.0	1.35	45.0	
海上保安庁	166.0	5.0	3.01	0.0	
運輸安全委員会	183.5	2.0	1.09	2.0	
環境省	2,775.0	15.0	0.54	48.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	201.0	1.01	255.0	
防衛装備庁	1,480.0	8.0	0.54	26.0	
人事院	666.0	5.0	0.75	10.0	
会計検査院	1,277.5	20.0	1.57	9.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況 (法定雇用率 2.3%) (再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	275,449.0	6,867.5	2.49	2.0	
内閣官房	1,070.5	25.5	2.38	0.0	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,366.0	56.0	2.37	0.0	
宮内庁	925.5	22.5	2.43	0.0	
公正取引委員会	806.5	18.0	2.23	0.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	394.0	10.0	2.54	0.0	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	4,789.0	110.0	2.30	0.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,807.0	802.0	2.44	0.0	
公安調査庁	1,569.0	37.0	2.36	0.0	
外務省	6,065.0	150.0	2.47	0.0	
財務省	11,221.0	264.5	2.36	0.0	
国税庁	57,205.5	1,411.5	2.47	0.0	
文部科学省	2,116.0	51.0	2.41	0.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,163.5	1,442.0	2.76	0.0	
農林水産省	15,244.0	364.0	2.39	0.0	
林野庁	3,979.0	93.0	2.34	0.0	
水産庁	606.0	14.0	2.31	0.0	
経済産業省	6,504.5	153.5	2.36	0.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	2,781.0	65.5	2.36	0.0	
国土交通省	37,437.5	890.0	2.38	0.0	
観光庁	115.5	2.0	1.73	0.0	
気象庁	4,775.0	112.0	2.35	0.0	
海上保安庁	166.0	4.0	2.41	0.0	
運輸安全委員会	183.5	5.0	2.72	0.0	
環境省	1,974.0	46.0	2.33	0.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	516.0	2.60	0.0	
防衛装備庁	1,368.0	36.0	2.63	0.0	
人事院	625.0	15.0	2.40	0.0	
会計検査院	1,277.5	32.5	2.54	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4 の機関においては、労働者数が 43.5 人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5 の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

4. 今後の取組

- 政府一体として今般の事態に対応するため、本日（8月28日）、「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（議長：内閣官房長官、副議長：厚生労働大臣）を開催し、その下に「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」（以下「連絡会議」という。議長：厚生労働大臣）を設置し、以下の事項について検討を進めることとしています。
 - ・ 今般の事態の検証とチェック機能の強化
 - ・ 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組
 - ・ 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大
 - ・ 公務員の任用面での対応

- 特に、今般の事態の検証については、連絡会議の下に弁護士など第三者も参画した検証チームを設置することとしています。

- また、地方公共団体に対しても、総務省の協力を得て、国の機関と同様に再点検を依頼する予定です。

- 関係府省連絡会議での検討を踏まえ、10月中を目途に、政府一体となった取組について、閣僚会議においてとりまとめを行うこととしています。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（概要）

○ 行政機関 実雇用率 2.49%⇒1.19% 雇用障害者数 6,867.5人⇒3,407.5人

	実雇用率の増減 (%)	障害者数の増減 (人)	不足数の増減 (人)
内閣官房	2.38 ⇒ 0.31	25.5 ⇒ 3.5 (-22.0)	0.0 ⇒ 22.5
内閣法制局	2.60 ⇒ 2.60	2.0 ⇒ 2.0 -	0.0 ⇒ 0.0
内閣府	2.37 ⇒ 1.14	56.0 ⇒ 29.0 (-27.0)	0.0 ⇒ 29.0
宮内庁	2.43 ⇒ 1.08	22.5 ⇒ 10.0 (-12.5)	0.0 ⇒ 11.0
公正取引委員会	2.23 ⇒ 2.05	18.0 ⇒ 17.0 (-1.0)	0.0 ⇒ 2.0
警察庁	2.41 ⇒ 2.41	51.0 ⇒ 51.0 -	0.0 ⇒ 0.0
金融庁	2.42 ⇒ 2.42	39.0 ⇒ 39.0 -	0.0 ⇒ 0.0
消費者庁	2.54 ⇒ 0.12	10.0 ⇒ 0.5 (-9.5)	0.0 ⇒ 8.5
個人情報保護委員会	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0 -	2.0 ⇒ 2.0
復興庁 (※)	-	-	-
総務省	2.30 ⇒ 0.76	110.0 ⇒ 40.0 (-70.0)	0.0 ⇒ 80.0
法務省	2.44 ⇒ 0.80	802.0 ⇒ 262.5 (-539.5)	0.0 ⇒ 493.5
公安調査庁	2.36 ⇒ 0.38	37.0 ⇒ 6.0 (-31.0)	0.0 ⇒ 30.0
外務省	2.47 ⇒ 0.39	150.0 ⇒ 25.0 (-125.0)	0.0 ⇒ 120.0
財務省	2.36 ⇒ 0.78	264.5 ⇒ 94.5 (-170.0)	0.0 ⇒ 183.5
国税庁	2.47 ⇒ 0.67	1,411.5 ⇒ 389.0 (-1,022.5)	0.0 ⇒ 946.0
文部科学省	2.41 ⇒ 0.57	51.0 ⇒ 16.0 (-35.0)	0.0 ⇒ 48.0
厚生労働省	2.76 ⇒ 2.76	1,442.0 ⇒ 1,438.5 (-3.5)	0.0 ⇒ 0.0
農林水産省	2.39 ⇒ 1.22	364.0 ⇒ 195.5 (-168.5)	0.0 ⇒ 173.5
林野庁	2.34 ⇒ 1.66	93.0 ⇒ 80.0 (-13.0)	0.0 ⇒ 30.0
水産庁	2.31 ⇒ 0.95	14.0 ⇒ 6.0 (-8.0)	0.0 ⇒ 8.0
経済産業省	2.36 ⇒ 0.81	153.5 ⇒ 52.0 (-101.5)	0.0 ⇒ 95.0
特許庁	2.36 ⇒ 0.50	65.5 ⇒ 16.0 (-49.5)	0.0 ⇒ 57.0
国土交通省	2.38 ⇒ 0.70	890.0 ⇒ 286.5 (-603.5)	0.0 ⇒ 659.5
観光庁	1.73 ⇒ 0.00	2.0 ⇒ 0.0 (-2.0)	0.0 ⇒ 2.0
気象庁	2.35 ⇒ 1.35	112.0 ⇒ 65.0 (-47.0)	0.0 ⇒ 45.0
海上保安庁	2.41 ⇒ 3.01	4.0 ⇒ 5.0 (+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
運輸安全委員会	2.72 ⇒ 1.09	5.0 ⇒ 2.0 (-3.0)	0.0 ⇒ 2.0
環境省	2.33 ⇒ 0.54	46.0 ⇒ 15.0 (-31.0)	0.0 ⇒ 48.0
原子力規制委員会	2.38 ⇒ 2.38	27.0 ⇒ 27.0 -	0.0 ⇒ 0.0
防衛省	2.60 ⇒ 1.01	516.0 ⇒ 201.0 (-315.0)	0.0 ⇒ 255.0
防衛装備庁	2.63 ⇒ 0.54	36.0 ⇒ 8.0 (-28.0)	0.0 ⇒ 26.0
人事院	2.40 ⇒ 0.75	15.0 ⇒ 5.0 (-10.0)	0.0 ⇒ 10.0
会計検査院	2.54 ⇒ 1.57	32.5 ⇒ 20.0 (-12.5)	0.0 ⇒ 9.0
計	2.49 ⇒ 1.19	6,867.5 ⇒ 3,407.5 (-3,460.0)	2.0 ⇒ 3,396.0

※ 復興庁においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況に関する通報について

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用に義務付けています。

※法定雇用率

国、地方公共団体	2.5%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%）
民間企業	2.2%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.0%）

- また、国の行政機関は、法第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣に通報しなければならないこととされており、同法施行令第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を通報することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第 2 条第 2 号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第 27 条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えないものとしています。
- 知的障害者については、法第2条第4号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第1条の2において、「法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。
- 精神障害者については、法第37条第2項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

（障害者の範囲の通知）

- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和51年10月1日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和51年10月1日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）〈抄〉

第2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。(略)

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法15条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第15条指定医によるものに限る。）を受けること。
- (2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成17年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であつて、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年11月4日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳⁴
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成18年4月以降）

(略)

⁴身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。

公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年8月28日
内閣総理大臣決裁〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を速やかに進め、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 厚生労働大臣

構成員 国家公務員制度担当大臣

障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣

国家公安委員会委員長

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議の開催について

〔平成30年8月28日
公務部門における障害者雇用に関する
関係閣僚会議決定〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、関係府省庁が十分連携し、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を政府一体となって速やかに検討し、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	厚生労働大臣
議長代理	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 厚生労働事務次官
構成員	内閣総務官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣人事局人事政策統括官 内閣法制局総務主幹 内閣府大臣官房長 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 個人情報保護委員会事務局次長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 総務省大臣官房長 総務省自治行政局公務員部長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 厚生労働省職業安定局長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省大臣官房長 防衛省大臣官房長
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官 人事院事務総局人材局長 会計検査院事務総局次長

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。